一　施行規則第百十四条の二十六第二項第一号に掲げる組合員又は組合員であった者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに準ずる書類
二　施行規則第百十四条の二十六第二項第八号に掲げる年金加入期間確認通知書

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一　第一条第四号の表に次のように加える改正規定及び第五条第二項第四号の表に次のように加える改正規定　社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の効力発生の日
二　第七条の改正規定　社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の効力発生の日

○文部科学省令第二十二号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第百五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

文部科学大臣　髙木　義明

社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号に次のように加える。

チ　スペイン協定　スペインの領域内における就労先の登録番号

第二条第三項第七号に次のように加える。

ホ　スペイン協定　スペインの領域内における就労先の登録番号

第九条第二項（各号列記以外の部分に限る。）中「事項」の下に「（フランス協定の適用を受ける場合には、第二号に掲げる事項を除く。）」を加え、同項第三号中イ及びロを削り、同号ハ及びホ中「出生地及び国籍並びに」を削り、同号ヘ中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、同号中ハからトまでをイからホまでとし、同号に次のように加える。

ヘ　スペイン協定　スペインの領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況

第九条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　出生地及び国籍

第十一条第二項中「又は第二号」及び「又は第三十三条の六第二項第七号」を削り、「規定する」を「掲げる」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定により相手国実施機関等を経由して事業団に提出される第九条第一項第二号に掲げる請求に係る請求書には、次に掲げる書類を添えることを要しない。ただし、第一号に掲げる書類にあっては、当該請求書が、当該請求書に係る加入者又は加入者であった者の死亡した年月日及び死亡の原因を確認したことを証する書類を有するアイルランドの実施機関（社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定第一条1(e)に規定するアイルランドの実施機関をいう。）を経由して提出される場合に限る。

一　施行規則第三十三条の六第二項第三号に掲げる加入者又は加入者であった者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類
二　施行規則第三十三条の六第二項第七号に掲げる年金加入期間確認通知書

附　則

この省令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一　第九条第二項（各号列記以外の部分に限る。）中「事項」の下に「（フランス協定の適用を受ける場合には、第二号に掲げる事項を除く。）」を加え、同項第三号中イ及びロを削り、同号ハ及びホ中「出生地及び国籍並びに」を削り、同号ヘ中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、同号中ハからトまでをイからホまでとする改正規定及び同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第1号の次に次の1号を加える改正規定　公布の日
二　第二条第一項第七号の改正規定、同条第三項第七号の改正規定及び第九条第二項第三号に次のように加える改正規定　社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の効力発生の日
三　前二号に掲げる規定以外の規定　社会保障協定に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の効力発生の日

訓　令

○内閣訓令第１号

公用文における漢字使用等について

各行政機関

政府は，本日，内閣告示第２号をもって，「常用漢字表」を告示した。

今後，各行政機関が作成する公用文における漢字使用等については，別紙によるものとする。

なお，昭和56年内閣訓令第１号は，廃止する。

平成 22 年 11 月 30 日

内閣総理大臣　菅　　直人

（別紙）

公用文における漢字使用等について

1　漢字使用について

(1)　公用文における漢字使用は，「常用漢字表」（平成22年内閣告示第２号）の本表及び付表（表の見方及び使い方を含む。）によるものとする。

なお，字体については通用字体を用いるものとする。

(2)　「常用漢字表」の本表に掲げる音訓によって語を書き表すに当たっては，次の事項に留意する。

ア　次のような代名詞は，原則として，漢字で書く。

例　俺　彼　誰　何　僕　私　我々

イ　次のような副詞及び連体詞は，原則として，漢字で書く。

例（副詞）

余り　至って　大いに　恐らく　概して　必ず　必ずしも
辛うじて　極めて　殊に　更に　実に　少なくとも　少し
既に　全て　切に　大して　絶えず　互いに　直ちに
例えば　次いで　努めて　常に　特に　突然　初めて
果たして　甚だ　再び　全く　無論　最も　専ら　僅か
割に

（連体詞）

明くる　大きな　来る　去る　小さな　我が（国）

ただし，次のような副詞は，原則として，仮名で書く。

例　かなり　ふと　やはり　よほど

ウ　次の接頭語は，その接頭語が付く語を漢字で書く場合は，原則として，漢字で書き，その接頭語が付く語を仮名で書く場合は，原則として，仮名で書く。

例　御案内（御＋案内）　御挨拶（御＋挨拶）
ごもっとも（ご＋もっとも）

エ　次のような接尾語は，原則として，仮名で書く。

例　げ（惜しげもなく）　ども（私ども）　ぶる（偉ぶる）
み（弱み）　め（少なめ）

オ　次のような接続詞は，原則として，仮名で書く。

例　おって　かつ　したがって　ただし　ついては　ところが
ところで　また　ゆえに
ただし，次の４語は，原則として，漢字で書く。
及び　並びに　又は　若しくは